

障生第 2195 号

平成 30 年 3 月 30 日

指定障がい児通所支援事業所 } 代表者様  
指定障がい児入所施設 }

大阪府福祉部障がい福祉室  
生活基盤推進課長

平成 30 年度報酬改定等に伴う各種手続・届出について（通知）

日頃から本府の障がい福祉行政の推進に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年度報酬改定等に伴い、一部のサービスについて加算の新設又は算定要件の見直しがあります。通常、給付費の算定に係る届出が必要な基本報酬及び加算については、加算を算定する前月の 15 日までに届出が必要ですが、平成 30 年 3 月 22 日付けで報酬に関する告示が公布されたことを踏まえ、今回新設又は変更される加算については提出期限を延長する取扱いとしますので、御留意ください。

加算の届出に当たって必要な書類等を掲載しましたので、指定を受けている事業所（全事業者。ただし、大阪市、堺市は除く。）の方は内容をご確認のうえ、平成 30 年 4 月 13 日（金）まで【消印有効】に郵送にて提出をお願いします。

また、平成 30 年 4 月より変更される基準等について、特に事業者のみなさまに御留意いただきたいものについても掲載していますので、併せて御確認ください。

なお、本通知では全ての変更内容を掲載できませんので、各事業者におかれましては、厚生労働省のホームページ等をご確認いただき、十分に御検討いただいたうえで、加算の届出をお願いします。

<参考>

[平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要](#)

大阪府 福祉部 障がい福祉室

生活基盤推進課 指定・指導グループ

(指定担当)

TEL : (代表) 06-6941-0351 (内線) 4487、4520

## 1. 基本報酬が見直しされるサービス

次のサービスについては、基本報酬が見直されます。

指定を受けている事業所（全事業所）におかれては、必ず平成 30 年 4 月 13 日（金）  
【消印有効】までに郵送にて必要書類を送付してください。

なお、必要書類については、「6. 届出に必要な書類」を御参照ください。（以下「6. 必要書類」という。）

### (1) 児童発達支援における「未就学児等支援」に係る区分の創設

（センター及び、主として重症心身障害児を通わせる事業所は「非該当」を選択してください）

### (2) 放課後等デイサービスにおける「障害児状態等」及び「サービス提供時間」に係る区分の創設

（主として重症心身障害児を通わせる事業所は「非該当」を選択してください）

利用者の状態像を勘案した基本報酬となります。

報酬区分の導入当初の措置として、平成 30 年 3 月 31 日時点において現に存する事業所にあつては、平成 30 年 4 月 1 日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後 3 月経過後は、3 月における障害児の延べ人数により算出すること。

※[平成 30 年 2 月 13 日付け事務連絡](#)

※[平成 30 年 3 月 2 日付け事務連絡](#)

#### 【区分 1】（1 の 1、1 の 2 を含む）

食事、排せつ、入浴及び移動のうち、3 以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの又は指標（「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を参照）に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上の障害児（以下「指標該当児」という。）の当該年度の前年度の利用延べ人数を、上記の延べ利用人数で除して得た数が 50%以上（小数点第 2 位以下を切り上げ）である場合。

※「区分 1 の 2」は上記の割合で、サービス提供時間が 3 時間未満の場合。

#### 【区分 2】（2 の 1、2 の 2 を含む）

「区分 1」以外の障害児が対象。

「サービス提供時間が 3 時間未満」の場合は「区分 2 の 2」を選択してください。

## 2. 報酬改定によって新設される加算（平成30年4月1日から算定可）

- (1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る加算
  - ① 看護職員加配加算
  - ② 強度行動障害児支援加算
- (2) 福祉型障がい児入所施設に係る加算
  - ① 児童指導員等加配加算
- (3) 医療型児童発達支援、医療型障がい児入所施設に係る加算
  - ① 保育職員加配加算

## 3. 報酬改定によって見直される加算

次の加算については、報酬改定により見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、平成30年4月13日（金）【消印有効】までに郵送にて、「6. 必要書類」を送付してください。

- (1) 児童指導員等加配加算（※児童発達支援及び放課後等デイサービス）

「理学療法士等を配置する場合」が追加。

また、加配の人数によって（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定。
- (2) 看護職員配置加算（※福祉型障がい児入所施設）

報酬改定前の看護職員配置加算を算定している施設については、改めての届出は不要。
- (3) 福祉専門職員配置等加算  
報酬改定後の区分（Ⅰ）（Ⅱ）について、対象職員に公認心理師が追加されることに伴う算定を行う場合のみ。
- (4) 特別支援加算  
対象職員に看護職員又は視覚障がい者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修の修了者が追加されることに伴う算定を行う場合のみ。
- (5) 心理担当職員配置加算（Ⅱ）（※福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）

※報酬改定により、全サービスの体制等状況一覧に次の2つの項目が創設されています。

### ①「指定管理者制度適用区分」

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度です。

申請者が市町村で、該当する場合のみ「該当」を選択してください。

### ②「地域生活支援拠点等」

運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、「地域生活支援拠点等」の機能を担う事業所として市町村が認めた事業所を指します。

上記2項目について、当てはまらない事業所については、「非該当」を選択していただく

くようお願いいたします。

※共生型サービス区分について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

平成 30 年 4 月に新しく創設されるサービス。

児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けているすべての事業所は「非該当」を選択してください。

#### 4. 見直される減算（算定に係る届出）

(1) 児童発達支援管理責任者欠如減算

「児童発達支援管理責任者専任加算」は廃止。

減算が適用される月から 4 ヶ月までは基本報酬の 3 割減算。5 ヶ月目以降は基本報酬の 5 割減算。

(2) 配置すべき従業者の欠如減算

減算が適用される月から 2 ヶ月までは基本報酬の 3 割減算。3 ヶ月目以降は基本報酬の 5 割減算。

(3) 自己評価結果等未公表減算（新設）

#### 5. 地域区分の変更に係る届出について

平成 30 年度より報酬請求に係る地域区分が変更される市町村があります。必ず地域区分を確認のうえ、加算の見直し等と併せて変更してください。

また、報酬を請求される際は十分にご注意ください。（誤った地域区分で請求すると、エラーとなり、報酬が支払われないことになります。）

#### 6. 届出に必要な書類

- ① 報酬改定に伴う加算届連絡票兼補正書
- ② 変更届出書（様式第 3 号）
- ③ 指定書の写し
- ④ 障がい児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤ 障がい児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ⑥ 「障がい児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出に関する誓約書
- ⑦ 82 円切手を貼付した返信用定形封筒

大阪府の受付印を押印した上記①、②及び④のコピーを希望される場合は、返信用封筒に入れて返送しますので返送先を明記のうえ同封してください。審査完了後、返送します。返送を希望されない場合は不要です。

※ 上記①、④及び⑤は、事業所（同一の事業所番号）ごとに作成し提出。

※ 上記⑤については今回変更のあった箇所のみ記載してください。

（今回変更のない箇所は空欄で構いません。）

## 7. 基準等の変更

### (1) 児童発達支援に係る人員配置基準

配置すべき人員は、児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者に変更

※うち半数以上は児童指導員又は保育士であること。

※平成30年3月31日現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日までの猶予措置あり。

### (2) 児童発達支援に係る自己評価結果等の公表義務

### (3) 主に重症心身障がい児を通わせる児童発達支援・放課後等デイサービスにおける機能訓練担当職員の人員配置基準緩和

※機能訓練を行わない時間帯について配置しないことができる。

※児童発達支援センター・医療型児童発達支援は対象外

### (4) 「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）」に変更

※主として重症心身障がい児を通わせる事業所、主として自閉症児を入所させる施設、主として肢体不自由児を入所させる施設